

Eugene L. Rogan,

*Frontiers of the State in the
Late Ottoman Empire: Trans-
Jordan, 1850-1921.*

Cambridge: Cambridge University Press,
1999, xiv+274 pp.

おおかわらともき
大河原知樹

はじめに

数あるアラブ諸国の中でも、ヨルダンはとりわけ奇妙な存在である。ヨルダン王国の前身であるトランスヨルダン首長国は、第1次世界大戦後のオスマン朝崩壊をうけ、イギリスの委任統治の下に成立した国家であるが、この地域は、歴史的には国家としてのまとまりを一度も経験していないからである。

ヨルダン王国の首都アンマンにしても、もともと古代都市の廃墟だったところに、ロシアの南下を逃れてきたチェルケス人(Circassian)が入植して1870年代末頃に成立した集落であった。19世紀のトランスヨルダンは、イスタンブルを首都とするオスマン朝の辺境に位置し、わずかな農村と町を除いた土地の多くは遊牧民の放牧地と砂漠であった。

ヨルダン河の西岸に位置するパレスティナ地域は、中心都市エルサレムの歴史的重要性の故に、古代から現代にいたるまで膨大な研究蓄積がある。それに対し、東岸のトランスヨルダンは、ヨルダン人による研究を除けば、それほど盛んではない。トランスヨルダン首長国成立以前の時代の研究は、まだ始まったばかりであり、ヨルダン人の研究はヨルダン王国のナショナル・アイデンティティを強調する傾向にある。

こうした研究は、オスマン朝のトランスヨルダン支配を、概してネガティブに評価し、名目的にせよ、

アラブの主権が回復したトランスヨルダン首長国成立以降をポジティブにみる傾向が顕著である。1908年の青年トルコ革命以降のオスマン朝が中央集権・トルコ主義政策を強化し、第1次世界大戦時には戦争遂行のための過酷な徴兵・徴発が行われたことは確かであるが、これをもってオスマン朝の支配時代が常に「圧政」であり「ネガティブ」であったとは言い切れない。これを証明するためには、オスマン朝時代のトランスヨルダンを、まずありのままに認識した上で、その意味を評価する作業が必要であろう。本書はそのような研究の一環としてとらえられよう。

I 本書の構成と内容

以下、本書の構成と内容を概観する。

序章

第1章 1850年のトランスヨルダン辺境

第2章 オスマン人——トランスヨルダンに確立された恒常的プレゼンス——

第3章 定住——植民, 1858年土地法の適用, そしてそれらの財政効果——

第4章 商人

第5章 宣教団

第6章 適応——オスマン時代トランスヨルダンの急激な社会変化——

第7章 抵抗——民衆反乱と1910年カラク蜂起——

第8章 第1次世界大戦

第9章 エピローグ——中間期——

序章では、19世紀におけるオスマン朝の制度改革が概観される。ヨーロッパの政治・軍事圧力に直面したオスマン朝は、1830年代から、領内の辺境地域へ軍事遠征を行って、支配権を再確立した。1839年から、オスマン朝はタンズィマート(Tanzimat)改革と呼ばれる制度改革を開始するが、この改革がトランスヨルダン社会に及ぼした影響を検討することが本書のねらいであると表明される。

第1章では、1850年のトランスヨルダンの社会状

況が検討される。本格的な改革導入以前の、これらの社会は定住社会も遊牧社会も、客人接待文化(hospitality culture)を有し、町や村には住民が運営する旅人用のゲストハウス(manzil, madafa)があり、遊牧民の宿営にも旅人用の天幕があって、族長(shaykh)の責任で旅人がもてなされたときされる。この地域に対して、オスマン朝政府は納税を要求するだけで、軍隊は駐屯させず、まだ間接支配の域を出ていなかった。定住民は遊牧民による略奪を免れるために、遊牧民に貢納金(khuwa)を払って、自らの財産を守っていた。

第2章では、オスマン朝によるトランスヨルダン直接支配のプロセスが検討される。1850年代、60年代の試行錯誤をへて、シリア州総督 Mehmed Raşid Pasha は1867年に北部のアジュルーン(Ajlun)とサルト(Salt)に対する1864年州法の施行に成功した。約25年後には南部のカラク(Karak)とマアーン(Ma'an)にも州法が施行され、県庁所在地には、直接支配の象徴として政庁(saray)が建設された。オスマン朝がトランスヨルダンを直接支配下においた間接要因には、バルカンでの領土後退やイギリスのエジプト占領に危機感を抱いたオスマン朝が、アラブ地域の支配を固める必要性を感じたことがあげられる。一方、直接要因としては、シリア州が直面した財政難を解決するために、同地の生産性の活性化が意図されたことがあげられる。

第3章では、直接支配を強化する目的で実施された、植民と定住政策が検討される。アジュルーンとサルトでの1858年土地法の施行は、土地登記を促進し、それまでは放牧や不定期耕作にしか利用されていなかった部族の土地をプランテーションに変え、耕作面積の拡大は、州財政を潤す結果となった。南部のカラクとマアーンでは、1893年まで直接支配が施行されず、土地登記も北部に比べて10年ほど遅れた。このため、ロシアの南下を逃れてきたチェルケス人、チェチェン人、トゥルクメン人の入植は主として北部を中心に実施されたとされる。

第4章では、トランスヨルダン経済と社会を変化させた担い手としての、商人の役割が検討される。主にダマスカスとナブルス(Nablus)からやってき

た、これらの商人の資本投下は、地域の生産性を高め、地方産物に新たな市場を開拓した。商人エリートはオスマン当局と結託し、町の中心部に洋風邸宅を建て、富を誇示した。社会の貧富差が拡大したことと、伝統的指導者の地位が低下したことで、伝統社会に緊張が生じたと説明される。

第5章では、伝統社会に緊張をもたらした、もうひとつの原因である、キリスト教宣教団が検討される。宣教団到来以前のトランスヨルダンでは、サルトに大きなキリスト教徒社会が存在し、その多くはギリシア正教徒だった。1860年代からローマ・カトリックとプロテスタント双方の宣教団がヨルダン河東岸への宣教活動を開始し、教育や医療活動を通じて信徒を獲得していった。これらの活動は、現地のキリスト教社会内部やイスラム教徒との関係に深刻な軋轢を生じさせたために、オスマン当局は活動に干渉し、さらにはイスラム教を住民に教育するための組織が政府から派遣され、各地のモスクが修理されたことが説明される。

第6章では、現地社会の変化が内部から検討される。オスマン朝の直接支配が確立した40年間に、北部では人口が増え、村民や遊牧民に貨幣経済が浸透した。一方、南部では直接支配の実行が不十分であったために、課税額が低く抑えられるとともに、遊牧部族の勢力が温存された。例えば、カラクのマジャーリー(Majali)部族は、オスマン朝のカラク行政官と権力を二分し、1900年代においてもなお、大きな指導力を発揮していたとされる。

第7章では、1910年カラク蜂起が検討される。課税や土地登記の実施を受け容れた住民も、徴兵と武装解除には激しく抵抗した。遊牧民の貢納金取り立てを、オスマン当局が制限しようとしたことも不満の一因となり、これらの不満が積み重なって、ついに1910年にカラク蜂起が発生した。暴徒はオスマン当局官庁や商店を襲撃し、放火や略奪を行った。蜂起そのものは、2カ月ほどで鎮圧されたが、著者はこれを社会変化の担い手であったオスマン当局と商人エリートに対する伝統社会の反感の表われとみる。さらに、この蜂起がアラブ民族主義系ジャーナリズムに広く共感を呼び起こしたと評価する。

第8章では、第1次世界大戦中、トランスヨルダンが、オスマン朝の下でどのように戦争を遂行したかが検討される。1915年にヒジャーズ(Hijaz)で反乱を宣言したアラブ軍の攻撃を受けた、トランスヨルダンにおける地方エリートとオスマン当局との関係が検討されている。

第9章では、オスマン朝支配期とイギリス委任統治期の間の、ファイサル(Faysal)期と呼ばれる1918年から1921年までのトランスヨルダンの動向が検討される。アジュルーン、バルカー(Balqa'), カラクといった町は、ここに駐屯したイギリス軍人を顧問として、それぞれの自治政府を形成した。しかし、これらの自治政府は規模が小さく、地域の政治を安定させられなかった。結局、イギリスはアラブ反乱を指導したハーシム家(Hashemite)のアブドゥッラー('Abdullah)を擁立して、トランスヨルダン首長国を樹立し、イギリスの委任統治体制の下に組み込んだことが説明される。

II 本書の評価

本書の特徴の第1は、一次史料を積極的に利用した点にある。1960年代から中東の各国で公文書館の整備・開設が進み、オスマン朝時代の文書の閲覧が可能になった。それらの文書を用いた社会経済史研究は1980年代以降、盛んとなったが、著者も、ヨルダン大学写本研究所所蔵のイスラム法廷台帳、ヨルダン土地登記局の登記簿や国立公文書館の文書、さらにはトルコの総理府文書局の文書、シリアの歴史文書館のイスラム法廷文書、エルサレムのラテン総主教座文書館の宣教報告やイギリス、フランス、アメリカの外交文書史料と、現時点で利用可能な史料を余すところなく用いている。

著者の本領が見事に発揮されているのは、第4章と第5章であろう。第4章で著者は、イスラム法廷史料を用いて、19世紀後半にトランスヨルダンで活躍した商人エリートの出自や活動の実態を解明した。これらの商人が、農民への資本貸付けによって土地を手に入れていったことや、遺産文書を分析して、具体的な資産規模を割り出したことは評価できる。

土地登記簿からは、遊牧民の族長が部族の共有地を自分の土地として登記し、地主化していったことを具体的な数字をあげて、裏づけた。このことは、部族長と部族民の信頼関係の動揺をもたらしたため、訴訟手段としての裁判制度への信頼が高まり、それまで慣習だった部族長裁判の力が逆に低下していったと結論づける。

キリスト教宣教活動については、宣教報告や現地でのキリスト教徒の回想録、オスマン朝の公文書を用いて、その活動の実態を詳細にたどっている。

第2の特徴は、事実の一般化や理論化を避け、史実の詳細な確認作業に終始したところにある。章ごとに一応の結論があるものの、著者は最終的な結論を出してはいない。著者が全体を通して強調していることは、アジュルーンとサルトを中心とする北部と、カラクやマアーンを中心とする南部では、オスマン朝の直接支配の実施程度も、貨幣経済の浸透度も異なっていたために、その違いが民衆のオスマン政府への態度に色濃く影をおとし、北部は服従を、南部は反抗を選んだことである。

しかしながら、事件の説明や数値の分析にこだわったあまり、研究のオリジナリティがぼやけてしまった点はマイナスといえる。オスマン朝がトランスヨルダンの遊牧民を体制に組み込む過程やチュルクス人の植民政策については、すでにLewisによる研究がある[Lewis 1987]。トランスヨルダンにオスマン朝の直接支配が施行される過程で、遊牧民や入植者の社会がどのように変化したかを、農業的な観点から分析したAbujaberの研究もある[Abujaber 1989]。

これらの先行研究と、本書の第3章から第5章の論点は異なると思われるが、他の章については、どこが、どのように新しいのか判然としない。なぜならば、著者がそれを明らかにしていないからである。どの辺りが先行研究とは異なる、新しい知見であるかを明らかにすることは、研究者としての義務ではないのか。

第5章では、ローマ・カトリック系宣教団とプロテスタント系宣教団の活動については詳細な分析が加えられているものの、宣教団到来前に最大のキリ

スト教徒勢力であったギリシア正教の立場が十分に
 解明されていない点に問題が残る。ロシアの外交文
 書やロシア正教会の文書を利用しなかったのはなぜ
 なのか。それが無理であったとしても、基本文献と
 いう Hopwood の研究を使わなかったことは手落
 ちとしか言いようがない [Hopwood 1969]。第 5 章
 と同一のテーマを追求した比較的新しい研究として、
 Kaldānī の研究を用いても良かったのではないか
 [Kaldānī 1993]。

第 7 章の 1910 年カラク蜂起についても、すでに詳
 細な研究があり、北澤論文でも、この蜂起が分析さ
 れている [北澤 1993]。著者がこの蜂起をアラブ民
 族主義蜂起の初期の行動と考えるのに対し、北澤は
 「そのままこれを民族意識の萌芽と認定することは
 難しい」とする。評価はわかれるであろうが、北澤
 の見方の方が的を射ているように思われる。

また全体的に、アラビア語やオスマン語の転写ミ
 スが多いようである。紙面に限られるため、数例を
 あげるとどめるが、58ページの *mūhasibe* は、*mu-*
hasebeci (会計官) の誤りで、96ページ以下の *shari'a*
 は *shari'* (大通り) の誤り、168ページの *öşhr* は *öşr*
 (十分の一税) とすべきで、173ページの *'uqqal* は *'iqal*
 (頭巾をとめるバンド) の誤りだろう。176ページで
 は *mahr* (婚資) を *mahar* と誤記している。また、
 212ページで当時のアラブ系新聞として引用されてい
 る *Muqtabis* は、*Muqtabas* の誤りである (著者のア
 ラビア語転写原則では、ハムザとアイン以外の転写
 符号は全て省略されている)。これを単なる転写ミ
 ス、校正ミスとする向きもあろうが、学術書である
 以上、あってはならない。

単なる転写ミスだけではなく、事実確認について
 も、ミスが散見される。例えば、234ページでイギリ
 ス軍のエルサレム占領を 1917 年 11 月としているが、
 実際は 12 月 9 日である。こういった転写ミスや事実
 誤認が多いということは、史料の読み込みの程度や
 論の構築にも何らかの誤りがあるのではないかとい
 う疑念を喚起しかねない。このような批判を受けな

いために、基本的なミスは避けて欲しかったと思
 う。

しかしながら、本書が膨大な一次史料を用いた研
 究であることは疑いがない。これからは、オスマン
 朝期とトランスヨルダン首長国期の一次史料をあわ
 せ用いて、オスマン朝支配期とトランスヨルダン首
 長国期を研究することが必要となってくるだろう。
 その際に、これら 2 つの時代を、断絶したものでは
 なく、連続した歴史としてみることで、この地域の
 歴史研究に新たな展望を開くことができるのではな
 いだろうか。

文献リスト

<日本語文献>

- 北澤義之 1993. 「ヨルダンの『国民』形成——トラン
 スヨルダン成立期を中心にして——」 酒井啓子編
 『国家・部族・アイデンティティ——アラブ社
 会の国民形成——』研究双書 No. 427 アジア経済
 研究所。

<外国語文献>

- Abujaber, R. S. 1989. *Pioneers over Jordan: The
 Frontier of Settlement in Transjordan, 1850-
 1914*. London: I. B. Tauris.
 Hopwood, D. 1969. *The Russian Presence in Syria
 and Palestine, 1843-1914*. Oxford: Clarendon
 Press.
 Kaldānī, Ḥ. S. 1993. *al-Masīḥīya al-mu'aṣira fī al-
 Urdunn wa al-Filasṭīn* [ヨルダンとパレスティ
 ナにおける現代のキリスト教]. 'Ammān: Maṭba'
 a al-Ṣafādī.
 Lewis, N. N. 1987. *Nomads and Settlers in Syria
 and Jordan, 1800-1980*. Cambridge: Cam-
 bridge University Press.

(日本学術振興会特別研究員)